

6	本社等の活動実態調査		〃
7	日本映画産業統計	(社)日本映画製作者連盟	
8	年間売上統計	(社)日本映画ソフト協会	
9	TKC経営指標	TKC全国会	
10	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

資料1～4により、平成12年から17年の生産額の推計伸び率を算出し、資料10の「映画・ビデオ制作・配給業」の国内生産額に当該推計伸び率を乗じることで求めた。

3 投入額

(1) 資料1及び2から内生部門と粗付加価値部門の按分比率を求め、資料9を参考に調整した。

(2) 資料1から内生部門の大枠の推計を行った。基本分類ベースの投入額を資料5で把握した投入係数もしくは資料10の投入係数を用いて按分した。

4 産出額

資料8等から産出先を推計した。

第2節 最終需要部門

1 内閣府担当部門

9110-00 家計外消費支出(列)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	
2	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

生産額(コントロール・トータル)は、粗付加価値部門の家計外消費支出である宿泊・日当、交際費及び福利厚生費の合計値によった。

3 投入額

携帯電話機の取引に係る家計外消費支出(粗付加価値部門の家計外消費支出の「4 携帯電話機の取引に係る家計外消費支出(交際費)」を参照)を除き、部門ごとの家計外消費支出額は、資料2の購入者価格に資料1から求めた12年から17年の部門ごとの国内需要の伸び率を乗じ、この構成比にコントロール・トータルの金額を乗じることで暫定値を求めた。次に12年表には現れていないが投入があると思われる部門、逆に家計外消費支出には馴染まないと思われる部門、投入額が大きすぎる(小さすぎる)と思われる部門等について検討し、さらにそれらの部門については産出側との調整の中で再検討することとした。また、携帯電話機の取引に係る家計外消費支出は、経済産業省が推計しており、前記による当府の推計額(「3321-02 携帯電話機」との交点)に加算した。

4 推計上の留意点

推計方法からもわかるとおり、家計外消費支出の推計については、投入側、産出側とも十分な推計資料がなく、前回産業連関表の計数を推計の出発点とせざるを得ない。しかし、産業構造の変化や品目構成の変化等を考慮すれば、前回産業連関表の推計のみを基礎資料とすることは問題が多いため、産出側の商品知識や計数のバランス、家計外消費支出の行部門との対応、さらには家計消費支出との比較等を考慮して十分な調整を行った。

5 備考

(1) 産出側との調整

家計外消費支出については産出側にも十分な資料がないため、投入側の推計値を提示し産出側のバランス等を考慮して調整した部門が多い。また、家計消費支出または家計外消費支出のみに振り向けられる部門で、家計消費支出との配分等を見直した部門についても、産出側と調整の上で計数を決定した。そのため、12年表と比

べ構成比率がかなり変わった部門がある。

(2) 粗付加価値部門との調整

最終需要部門の家計外消費支出は、粗付加価値部門の家計外消費支出(宿泊・日当、交際費、福利厚生費の合計値)と一致しなければならないが、この調整は粗付加価値部門の家計外消費支出の分類不明への産出で行った。

9121-00 家計消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	
2	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

家計消費支出部門をはじめ、最終需要部門の推計には物的推計方法の一つであるコモディティ・フロー法(以下、コモ法と略す)による推計結果を利用している。

コモ法とは、細分化(12年基準で2,126品目)された商品ごとの国内生産(あるいは出荷)、輸出入、在庫品増減をもとに、あらかじめ設定した流通経路において、別途推計された流通段階ごとの配分比率、運賃率、マージン率により取引が行われた場合、最終的に各商品がどのように需要[中間需要向け(中間消費、建設向け)、最終需要向け(家計消費、固定資本形成)]されるかを金額ベースで推計する方法である。

コモ法は、産出額(出荷額)から最終需要等を推計することや、商業マージン、国内貨物運賃が産業としての商業、運輸業の生産額として別途求められる点で、産業連関表の推計方法と類似している。しかし、推計資料の制約等から、最終需要項目への配分比率が多く品目で基準年次の産業連関表の部門別産出比率に固定されている等の問題を抱えている。もちろん、コモ法では商品を細分化することにより配分比率の固定化による歪みを極力排除している。また、電力、郵便等の特定商品については、家計調査報告等により配分比率を最新時点のものに修正する等の調整を行っている。

3 投入額

コモ法における商品分類(2,126)を産業連関表部門に対応させ、各商品の家計消費支出額を足し上げ、投入側の一次推計値とした。

4 備考

○ 調整過程

産出側に「家計向け」の計数が取れる資料等がある場合は産出側の計数を優先した。しかし、産出側に十分な

推計資料がない場合はコモ法推計結果を投入側の推計値として提示することにより、産出側の推計値を誘導した。

コモ法で使用した産出額(生産額)と産業連関表の生産額に乖離があった部門については、コモ法の産出額を修正した上で再計算した後、産出側と調整を図った。

産出額のすべてが家計消費支出に振り向けられる部門(生命保険等)については、産出側の生産額を全面的に採用した。同様に、家計消費支出及び家計外消費支出のみに振り向けられる部門(喫茶店等)については、産出側の生産額を合計値として採用し、計数の配分等を行った。

9122-00 対家計民間非営利団体消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	
2	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

対家計民間非営利サービス生産者である以下の各部門の産出額推計において、「国内生産額一本部門以外の部門への産出額の計=本部門への産出額」で求められる。

国内生産額については、資料1の「対家計民間非営利団体最終消費支出」の値を参考にする。

一 対家計民間非営利サービス生産者一覧 一

- 1119-051 学校給食(私立)★
- 8211-021 学校教育(私立)★
- 8213-021 社会教育(非営利)★
- 8221-031 自然科学研究機関(非営利)★
- 8221-041 人文科学研究機関(非営利)★
- 8313-021 社会保健事業(非営利)★
- 8313-041 社会福祉(非営利)★
- 8411-021 対家計民間非営利団体(除別掲)★

3 投入額

資料1の部内資料中にある「対家計民間非営利団体最終消費支出」の目的分類区分(教育、その他)別の値を、2の産業連関表の対家計民間非営利サービス生産者の各部門に配分した。配分に当たっては、国民経済計算部内資料の他、資料2中の該当する値をウエイトとして利用するなどした。

4 推計上の留意点

投入額推計に当たっては、平成12年表の値をウエイトに利用するなどして投入側の推計値とし、計数調整過程において産出側担当省庁と慎重に意見交換を行い、計数を確定した。

9131-10 中央政府集会的消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (16、17年度)	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書 (16、17年度)	"	
3	特別会計決算参照書 (16、17年度)	"	
4	政府サービス生産者に格付けされた関係諸機関の財務諸表 (16、17年度)	各団体	
5	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	部内資料
6	産業連関表作成に関する基礎資料 —平成17年度において購入した物量表対象項目の内訳—	防衛省経理装備局	

2 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に該当するもののうち集会的最終消費に係る部門は以下のとおりである。これら各部門の生産額のうち中央政府分の活動に当たるものから、本部門以外の他の部門に対するサービスの販売額を引いたもの、つまり、各々の自己消費額（中央政府分）を集計して国内生産額とした。

— 政府（中央）サービス生産者一覧 —

- 7189-021 水運施設管理★★
- 7189-041 航空施設管理（国営）★★
- 8111-011 公務（中央）★★（一般公共サービス等）
- 8211-011 学校教育（国公立）★★（R&D等）
- 8213-011 社会教育（国公立）★★（R&D等）
- 8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）★★（R&D等）
- 8221-011 自然科学研究機関（国公立）★★
- 8221-021 人文科学研究機関（国公立）★★

3 投入額

資料1～6を利用し、中央政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。

9131-20 地方政府集会的消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (16、17年度)	総務省自治財政局	

2	地方公務員給与の実態 (16、17年度)	"	
3	地方公営企業年鑑 (16、17年度)	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	
5	平成17年産業連関表 地方公共団体財政支出内容推計	"	特別調査 (部内資料)
6	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者のうち、集会的消費支出に該当する部門は以下のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額（地方政府分）を集計して生産額とする。

— 政府（地方）サービス生産者一覧

（集会的消費支出分） —

- 5211-031 下水道★★
- 5212-011 廃棄物処理（公営）★★
- 7189-021 水運施設管理★★
- 7189-041 航空施設管理（国営）★★
- 8112-011 公務（地方）★★（一般公共サービス等）
- 8221-011 自然科学研究機関（国公立）★★
- 8221-021 人文科学研究機関（国公立）★★

3 投入額

資料1～6を利用し、地方政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。

9131-30 中央政府個別の消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書（16、17年度）	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書 (16、17年度)	"	部内資料
3	特別会計決算参照書 (16、17年度)	"	
4	政府サービス生産者に格付けされた関係諸機関の財務諸表	各団体	
5	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	"
6	産業連関表作成に関する基礎資料—平成17年度において購入した物量表対象項目の内訳—	防衛省経理装備局	

2 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に該当するもののうち個別的消費に係る部門は以下のとおりである。これら各部門の生産額のうち中央政府分の活動に当たるものから、本部門以外の他の部門に対するサービスの販売額を引いたもの、つまり、各々の自己消費額（中央政府分）を集計し、医療費のうち政府や医療保険の給付分、介護給付費、教科用図書調達費を加えて国内生産額とした。

— 政府（中央）サービス生産者一覧 —

- 1119-041 学校給食（国公立）★★
- 8111-011 公務（中央）★★〈住宅開発・地域開発〉
- 8211-011 学校教育（国公立）★★〈教育補助サービス等〉
- 8213-011 社会教育（国公立）★★〈文化サービス等〉
- 8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）★★〈教育補助サービス等〉
- 8312-011 保健衛生（国公立）★★
- 8313-011 社会保険事業（国公立）★★
- 8313-031 社会福祉（国公立）★★

3 投入額

資料1～6を利用し、中央政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。介護等残りの部分については、産出部門と計数調整を行った。

9131-40 地方政府個別的消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報（16、17年度）	総務省自治財政局	
2	地方公務員給与の実態（16、17年度）	〃	
3	地方公営企業年鑑（16、17年度）	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報（関係する内部資料を含む）	経済社会総合研究所	
5	平成17年産業連関表 地方公共団体財政支出内容推計	〃	特別調査（部内資料）
6	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者のうち、個別的消費支出に該当する部門は以下のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分に当たるものから他の部門に

対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額（地方政府分）を集計し、介護保険の市町村特別給付分を加えて生産額とした。

— 政府（地方）サービス生産者一覧

（個別的消費支出分） —

- 1119-041 学校給食（国公立）★★
- 8112-011 公務（地方）★★〈住宅開発・地域開発〉
- 8211-011 学校教育（国公立）★★
- 8213-011 社会教育（国公立）★★
- 8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）★★
- 8312-011 保健衛生（国公立）★★
- 8313-011 社会保険事業（国公立）★★
- 8313-031 社会福祉（国公立）★★

3 投入額

資料1～6を利用し、地方政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。介護については、産出部門と計数調整を行った。

9132-10 中央政府集会的消費支出（社会資本等減耗分）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書（16、17年度）	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書（16、17年度）	〃	部内資料
3	特別会計決算参照書（16、17年度）	〃	
4	政府サービス生産者に格付けされた関係諸機関の財務諸表	各団体	
5	国民経済計算年報（関係する内部資料を含む）	経済社会総合研究所	〃
6	日本の社会資本—世代を超えるストック—（関係する内部資料を含む）	政策統括官（経済財政—経済社会システム担当）	
7	財政金融統計月報（国有財産特集）	財務省財務総合政策研究所	

2 生産額

政府建物等及びソフトウェアに係る資本減耗引当に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」各部門における社会資本に係る資本減耗引当を対象とし、資料1等をもとに積み上げた。（社会資本に係る資本減耗

引当については各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、定額法により減価償却して算出。ソフトウェアに係る資本減耗引当については、定額法で減価償却して算出。）

注) 当部門に分類される政府サービス生産者については、「9131-10 中央政府集会的消費支出」と同様である。

9132-20 地方政府集会的消費支出（社会資本等減耗分）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (16、17年度)	総務省自治 財政局	
2	地方公務員給与の実 態 (16、17年度)	〃	
3	地方公営企業年鑑 (16、17年度)	総務省自治 財政局	
4	国民経済計算年報 (関係する内部資料 を含む)	経済社会総 合研究所	
5	平成12年産業連関表	総務省	
6	日本の社会資本一世 代を超えるストック ー(関係する内部資料 を含む)	政策統括官 (経済財政 ー経済社会 システム担 当)	

2 生産額

政府建物等及びソフトウェアに係る資本減耗引当に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」各部門における社会資本に係る資本減耗引当を対象とし、資料1等をもとに積み上げた。（社会資本に係る資本減耗引当については各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、定額法により減価償却して算出。ソフトウェアに係る資本減耗引当については、定額法で減価償却して算出。）

注) 当部門に分類される政府サービス生産者については、「9131-20 地方政府集会的消費支出」と同様である。

9132-30 中央政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (16、17年度)	財務省主計 局	
2	各省各庁歳出決算報 告書 (16、17年度)	〃	
3	特別会計決算参照書 (16、17年度)	〃	

4	政府サービス生産者 に格付けされた関係 諸機関の財務諸表 (16、17年度)	各団体	
5	国民経済計算年報 (関係する内部資料 を含む)	経済社会総 合研究所	部内資料
6	日本の社会資本一世 代を超えるストック ー(関係する内部資料 を含む)	政策統括官 (経済財政 ー経済社会 システム担 当)	
7	財政金融統計月報(国 有財産特集)	財務省財務 総合政策研 究所	

2 生産額

政府建物等及びソフトウェアに係る資本減耗引当に加え、「学校施設、社会教育施設等」各部門における社会資本に係る資本減耗引当を対象とし、資料1等をもとに積み上げた。（社会資本に係る資本減耗引当については各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、定額法により減価償却して算出。ソフトウェアに係る資本減耗引当については、定額法で減価償却して算出。）

注) 当部門に分類される政府サービス生産者については、「9131-30 中央政府個別的消費支出」と同様である。

9132-40 地方政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (16、17年度)	総務省自治 財政局	
2	地方公務員給与の実 態 (16、17年度)	〃	
3	地方公営企業年鑑 (16、17年度)	総務省自治 財政局	
4	国民経済計算年報 (関係する内部資料 を含む)	経済社会総 合研究所	
5	平成12年産業連関表	総務省	
6	日本の社会資本一世 代を超えるストック ー(関係する内部資料 を含む)	政策統括官 (経済財政 ー経済社会 システム担 当)	

2 生産額

政府建物等及びソフトウェアに係る資本減耗引当及び「学校教育、社会教育施設等」各部門における社会資本に係る資本減耗引当を対象とし、資料1等をもとに積み上げたものとする。（社会資本に係る資本減耗引当については各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、

定額法により減価償却して算出。ソフトウェアに係る資本減耗引当については、定額法で減価償却して算出。）

注) 当部門に分類される政府サービス生産者については、「9131-40 地方政府個別的消費支出」と同様である。

9141-00 国内総固定資本形成（公的）

9142-00 国内総固定資本形成（民間）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	
2	平成12年産業連関表	総務省	
3	資本財販売先調査	経済産業省 調査統計部	特別調査 (部内資料)
4	産業連関表部門別品目別国内生産額表	産業連関幹事会	部内資料

2 生産額

産業連関表の最終需要部門にとって、コントロール・トータルはないため、各最終需要部門の投入側と産出側両者のバランスが取れた段階で、各商品の取引額を合計したものが資本形成の総額となる。ただし、国内総固定資本形成（公的）については、国民経済計算年報の公的固定資本形成額をもとに、産業連関表で政府及び公的企業に格付けされる団体等について概念調整を行った額を基本として調整を行った。

3 投入額

一次推計値は以下の方法で推計した。

- ① 国民経済計算におけるコモディティ・フロー法の推計値を産業連関表の行部門に対応させて取引額とした。
- ② 成長増大分等、部門別品目別国内生産額が推計された段階で確定値となる部門については修正した。
- ③ 民間と公的の分割は資本財販売先調査などの結果をもとに行った。

4 調整作業

① 建設投資

住宅、公共土木などの建設投資は、建設部門の生産額の全額が資本形成されることになる。

このため、建設部門の生産額については、国土交通省と調整を行い、公的と民間の区分けは国土交通省の推計比率によった。

建設部門の推計値は、国民経済計算と国土交通省の推計値に乖離がみられたが、基本的には一次統計を基に推計した国土交通省の推計値を採用した。

② 機械投資

産出側との調整は、公的と民間の合計値で行った。

公的と民間の分割は「資本財販売先調査」（経済産業省）などの結果をもとに行った。

③ 成長増大分

植物の成長増大分等は、農林水産省が推計した部門別品目別国内生産額をそのまま資本形成とした。

5 備考

ソフトウェア業の総固定資本形成については、7年表では「受注ソフトウェア」分のみを計上していたが、12年表より「ソフトウェア・プロダクト」分も計上している。

9150-10 生産者製品在庫純増

9150-20 半製品・仕掛品在庫純増

9150-30 流通在庫純増

9150-40 原材料在庫純増

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	
2	平成12年産業連関表	総務省	部内資料
3	工業統計組替集計	総務省政策 統括官(統計 基準担当)	
4	生産動態統計	経済産業省 調査統計部	
5	商業動態統計	"	
6	法人企業統計	財務省財務 総合政策研 究所	

2 投入額

① 初期値の入力

生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫は、基本的に工業統計調査（組替表）の数値を採用し、流通在庫、原材料在庫については商業動態統計、法人企業統計等を基に推計された国民経済計算年報の値を使用した。

② データの調整

産出側からヒアリングした業界動向等を考慮し、動向が異なるものについては調整を行った。また、工業統計組替表は、部門によっては推計値に不安定さがみられたため、生産者製品在庫の一部に生産動態統計を使用するなど産出側と調整を行った。

③ 成長増大分

動植物の育成期間中の成長増大分のうち、生産期間が一年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物及び複数回産出物を生産する動植物で自己勘定以外（専

門的業者)が所有する場合の成長増大分については、農林水産省で推計した額をそのまま半製品・仕掛品在庫に計上した。

注 在庫品評価調整について

在庫品の概念定義によれば「期中における物量増減を年間平均の市中価格で評価したもの」であり、工業統計表等から求めた在庫額は年間平均価格で評価し直す必要があるが、産業連関表では生産額推計上の問題から在庫品評価調整が行われない部門もある。

工業統計表の組替結果表については、組替集計の際に評価調整を組み込むのは容易ではないため、在庫品の評価調整はしていない。なお、在庫品評価調整については、後述の「付」を参照のこと。

[付] 在庫品評価調整とは

国民経済計算で求める在庫投資は、数量的な在庫変動の測定であり、生産活動によらない単なる時間の経過に伴う価値額の増減は除去しなくてはならない。在庫投資の推計に工業統計表や商業統計表を利用する場合、これらの計数は企業会計に基づく在庫投資額であるから、商品の数量変化と共に価格変化が含まれており、物価変動に起因するキャピタル・ゲインやロスを含むこととなる。さらに、企業における在庫の評価方法はまちまちであり、この点からも在庫品評価調整の必要がある。国民経済計算のコモディティ・フロー法における在庫品評価調整法では、在庫変動率算定の際に評価調整を織り込んでいる(製品在庫変動率は、製品在庫増減額を出荷額で除して算出するが、この製品在庫増減額として在庫品評価調整後の数値を用いている)。

2 総務省担当部門

貿易関係一般

平成17年表においては、対外的な経済取引を「居住者と非居住者間における財とサービスの取引」と規定し、これを普通貿易(輸出・輸入別)、特殊貿易(輸出・輸入別)及び直接購入(輸出・輸入別)並びに関税及び輸出品商品税の各部門に表示した。

具体的には、「普通貿易」には財の取引を記録している。「特殊貿易」にはサービスの取引及び普通貿易で扱われない財(船機用品、業務渡航者の購入する財、在日外国駐留軍の調達する財等)を記録し、また、「直接購入」には、国内居住者家計が海外で消費する財・サービス(外交官個人消費、観光・訪問等旅行者消費等)及び非居住者家計が日本国内で消費する財・サービス(在日外交官個人消費、在日外国駐留軍の隊員個人消費等)を記録している。

また、普通貿易の輸出品に係わる関税及び国内消費としての消費税等については、前者を「関税」、後者を「輸出品商品税」として扱った。

なお、産業連関表では、国内概念を採用している。このため、日本国内にある外国企業、海外にある日本国政府の公館等は国内であり、これらとの取引は、居住者間の取引として扱われ、貿易とはならない。逆に日本国内にある外国公館や駐留軍等は海外、すなわち非居住者として扱い、これらとの取引は、貿易(特殊貿易、直接購入)となる。

9211-10 輸出(普通貿易)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	貿易統計組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	日本貿易月報	日本関税協会	
3	商業統計調査	経済産業省調査統計部	
4	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

(1) 資料2に基づく輸出総額から、資料1に基づく次のものを控除している。

① 総トン数が500トン以上の船舶の再輸出額及び再輸入額

産業連関表では、純輸出額を計上する必要があることから、再輸出額を控除している。また、再輸入額については、輸出されたものが同一年内に再輸入されるものと仮定し、これを「鋼船」の輸出額から控除することにより、当初から貿

易取引がなかったものとみなしている。

- ② 総トン数が 500 トン以上の船舶以外の再輸出額上記①と同様の趣旨から、再輸出額を控除している。

なお、再輸入額についても、①と同様の処理をするべきであるが、統計上の制約から品目の限定ができないため、輸出額からの控除は行っていない。

- ③ マネタリーゴールド、金貨、総トン数が 500 トン以上の船舶以外の再輸入額
上記①と同様の趣旨から、再輸出額を控除している。

なお、再輸入額についても、②と同様の理由により輸出額からの控除は行っていない。

- ④ 「コーヒー(いったものを除く。)(カフェインを除いてないもの)」等国内で生産されていないものについては再輸出品扱いとして輸出額から控除している。

- (2) 書画(肉筆のもの)、こっとう(製作後 100 年を超えたもの)、ゴム製の空気タイヤ(中古のもの)の輸出額については、国内取引と同様にマージンに係る金額のみをコスト商業として計上することとし、これ以外の部分を輸出総額から控除している。

3 投入額

部門別の輸出額は、資料 1 に基づいた。

なお、普通貿易統計の輸出額は、FOB 価格(本船渡し価格)で評価されたものであり、購入者価格評価表では、部門別の輸出額をそのままの形で計上できるが、生産者価格評価表では、FOB 価格から国内流通経費(生産事業所から本船までに要した商業マージン及び貨物運賃)を控除して生産者価格へ転換する必要がある。

国内流通経費の算出方法は、次のとおりである。

(1) 商業マージン、貨物運賃

行部門別国内需要のマージン率(国内需要合計におけるマージン額の割合)に間接輸出率(行部門ごとの輸出業者経由割合)を乗じたものを輸出マージン率とし、これを FOB 価格に乘じ、更に個別の調整を行った上で、部門別のマージン額を求めた。

(2) 貨物運賃

- ① 平成 12 年表における行部門ごとの輸送機関別輸出運賃率(購入者価格に対する貨物運賃額の割合)に、内生部門全体における輸送機関別運賃率の変動率(平成 17 年表内生運賃率(暫定)

／平成 12 年表内生運賃率)を乗じたものを輸出運賃率とし、これを FOB 価格に乘じ、更に個別の調整を行った上で、部門別の貨物運賃額を求めた。

- ② 鉄道貨物輸送及び倉庫については、利用していると考えられる行部門を特定するなど、実態を踏まえた所要の貨物運賃額を計上した。

4 留意すべき点

小額貨物(1 件当たり 20 万円以下)の輸出額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

9411-10 (控除) 輸入 (普通貿易)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	貿易統計組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	日本貿易月表	日本関税協会	
3	商業統計調査	経済産業省調査統計部	
4	平成 12 年産業連関表	総務省	

2 生産額

- (1) 資料 2 に基づく輸入総額から、資料 1 に基づく次のものを控除している。

- ① 総トン数が 500 トン以上の船舶の再輸入額及び再輸出額

産業連関表では、純輸入額を計上する必要があることから、再輸入額を控除している。また、再輸出額については、輸入されたものが同一年内に再輸出されるものと仮定し、これを「鋼船」の輸入額から控除することにより、当初から貿易取引がなかったものとみなしている。

- ② マネタリーゴールド、金貨、総トン数が 500 トン以上の船舶以外の再輸入額

上記①と同様の趣旨から、再輸入額を控除している。

なお、再輸出額についても、①と同様の理由により、輸入額からの控除は行っていない。

- ③ 「機用品」は特殊貿易の推計範囲に含まれるため輸入額から控除している。

- (2) 書画(肉筆のもの)、こっとう、(制作後 100 年を超えたもの)、ゴム製の空気タイヤ(中古のもの)については、輸入総額から控除している。

3 投入額

部門別の輸入額は、資料 1 に基づいた。

なお、産業連関表では、輸入額は生産者価格評価表及び購入者価格評価表ともC I F価格で評価しているため、輸出におけるような商業マージン額及び貨物運賃額の控除は行わない。

4 留意すべき点

小額貨物（1件あたり20万円以下）の輸入額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

9413-00（控除）関税

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	貿易統計組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料

2 生産額及び投入額

関税は、輸入品にかかわるものであるため、普通貿易（輸入）と同様、資料1に基づき、投入額合計をもって、生産額とした。

3 留意すべき点

小額貨物（1件あたり20万円以下）の輸入額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

9414-00（控除）輸入品商品税

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国税庁統計年報	国税庁長官官房企画課	部内資料
2	貿易統計組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	
3	印税及び印紙収入、収入額調べ	財務省	

2 生産額

- (1) 消費税以外の輸入商品（酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税）

資料1に掲載される品目別の「税関分課税状況」の税額について、次式を用いて暦年換算を行って推計し生産額とした。

(暦年換算式)

$$17 \text{ 年値} = \text{平成} 16 \text{ 年度値} \times 1/4 + 17 \text{ 年度値} \times 3/4$$

- (2) 消費税

行部門ごとに、下記の式により消費税額（投入額）を求め、合計額をもって生産額とした。

$$\{(\text{普通貿易の輸入額}) + (\text{関税額}) + (\text{輸入品商品税額 (消費税を除く)})\} \times (\text{消費税率}) (\text{税率}$$

は0.05である。)

3 投入額

消費税については、上記2(2)のとおりである。消費税以外の輸入品消費税については、品目別課税額を生産額と同様の方法で推計し、産業連関表部門分類に対応させた。

9211-20 輸出（特殊貿易）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行国際局	部内資料
2	国際収支明細表	財務省国際局	
3	工業統計調査	経済産業省調査統計部	
4	エネルギー生産・需給統計年報	経済産業省調査統計部	
5	海上輸送の現況	国土交通省海事局	
6	航空輸送統計年報	国土交通省情報管理部	
7	訪日外国人旅客者消費額調査(13年版)	国際観光振興会	
8	家計調査	統計調査部	
9	小売物価統計調査	統計調査部	
10	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

- (1) 資料2のサービス収支から、次のものを控除している。

- ① 旅行（業務外）（直接購入の推計範囲）
- ② 建設サービス
- ③ 仲介貿易

- ④ 公的その他サービスのうち、現地要員経費（産業連関表の対象外）及び在日駐留軍の隊員等の個人的消費支出（直接購入の推計範囲）

④については、資料5に基づく現地要員賃金及び個人的消費支出の比率を使用して算出した。

- (2) 産業連関表では、輸出（普通貿易）は本船渡しのF O B価格、輸入（普通貿易）は運賃・保険料を含むC I F価格で評価されているため、海上等における運賃保険料は国内のサービス取引とみなされない。したがって、概念・定義上、貨物運賃・保険に関しては、本邦運輸（保険）業者の受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入をすべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。

また、輸入（普通貿易）がC I F価格評価のため、運賃・保険というサービスの輸入は考えない。

このため国際収支表における「払」の額は、輸出に計上する。

3 投入額

- (1) 資料2の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割比率等を決定して推計した。
- (2) 船用油（機用油を含む。）については、保税地域での外船（外機）に対する積込額として、資料4及び業界団体からのヒアリングに基づく各油種の数量（外船及び外機に払出した分）にそれぞれの普通貿易輸出単価を乗じて推計した。
- (3) 業務旅行については、資料7の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割した。

なお、買物費については、資料7の買物品目と資料9による平均価格等により、産業連関表の部門間の比率を求め分割した。

- (4) 公的その他サービス（現地要員経費及び直接購入分を控除）のうち、「軍関係」については、各部門の投入比率等を用いて分割し、「在日公館経費」については、平成7年表の比率を用いて外国公的機関発行に係る円建外債の手数料受取分を民間金融に格付け、これ以外を分類不明とした。また、「その他」については、全額を分類不明とした。

9411-20（控除）輸入（特殊貿易）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行国際局	部内資料
2	国際収支明細表	財務省国際局	
3	工業統計調査	経済産業省調査統計部	
4	エネルギー生産・需給統計年報	経済産業省調査統計部	
5	海上輸送の現況	国土交通省海事局	
6	航空輸送統計年報	国土交通省情報管理部	
7	訪日外国人旅客者消費額調査（13年版）	国際観光振興会	
8	JTB REPORT 2006	日本交通公社	
9	日本人と国際線の旅家計調査	毎日新聞社統計調査部	
10	日本貿易月報	日本関税協会	
11	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

- (1) 資料2のサービス収支から、次のものを控除している。

- ①旅行（業務外）
 - ②建設サービス
 - ③仲介貿易
 - ④公的その他サービスのうち、現地要員経費（産業連関表の対象外）及び在外公館の職員等の個人的消費支出（直接購入の推計範囲）
- ④については、資料5に基づく現地要員賃金及び個人的消費支出の比率を使用して算出した。

- (2) 産業連関表では、輸出（普通貿易）は本船渡しのFOB価格、輸入（普通貿易）は運賃・保険料を含むCIF価格で評価されているため、海上等における運賃・保険料は国内のサービス取引とみなされない。したがって、概念・定義上、貨物運賃（ネット保険料）収入をすべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。

また、輸入（普通貿易）がCIF価格のため、運賃・保険というサービスの輸入は考えない。このため、国際収支表における「払」の額は輸出に計上する。

3 投入額

- (1) 資料2の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割比率等を決定して推計した。

- (2) 船用油（機用油を含む。）については、外国の保税地域での邦船への積込額として、「7141-011 外洋輸送」の投入額から日本の保税地域での邦船への積込額（資料4及び業界団体からのヒアリングに基づく各油種の数量（邦船に払出した分）にそれぞれの普通貿易輸入単価を乗じた額）を差し引いて推計した。また、外国の保税地域での邦機への積込額については、資料11の外地給油分を用いて推計した。

- (3) 業務旅行については、資料8の旅行種類別旅行費用並びに資料7の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、更に産業連関表の部門へ国内生産額の比率を用いて分割した。

- (4) 公的その他サービス（現地要員経費及び直接購入分を控除）については、統計上の制約から各部門へ分割することが困難なため、「防衛庁関係」、「在外公館経費」及び「その他」の全額を分類不明とした。

9212-00 輸出（直接購入）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行国際局	
2	国際収支明細表	財務省国際局	部内資料
3	沖縄の米軍及び自衛隊基地	沖縄県総務部知事公室	
4	小売物価統計調査	統計調査部	
5	家計調査	〃	
6	消費者物価指数	〃	
7	訪日外国人旅客者消費額調査（13年版）	国際観光振興会	
8	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

観光・訪問等旅行者消費、政府公館・在日駐留軍の隊員等の個人消費及び外交団団員等の個人消費に分けて推計した。

(1) 観光・訪問等旅行者消費

資料1のサービス収支における「旅行（業務外）」の数値を計上した。

(2) 政府公館・在日駐留軍の隊員等個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「軍関係」及び「在日公館経費」から個人消費に当たる部分を資料8に基づいて按分した。

(3) 外交団団員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「その他」から外交団団員等の個人消費に当たる部分を資料8の比率を用いて按分した。

3 投入額

(1) 観光・訪問等旅行者消費

資料7の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、更に産業連関表の部門へ国内供給額の比率を用いて分割した。

なお、買物費については、資料7の買物品目と資料4による平均価格等により、産業連関表の部門間の比率を求め分割した。

(2) 政府公館・在日駐留軍の隊員等及び外交団団員等の個人消費

資料5の年間収入5分階級の最高位（年間収入1001万円以上）の消費構成及び資料7を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

9412-00（控除）輸入（直接購入）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行国際局	
2	国際収支明細表	財務省国際局	部内資料
3	沖縄の米軍及び自衛隊基地	沖縄県総務部知事公室	
4	家計調査	統計調査部	
5	消費者物価指数	〃	
6	訪日外国人旅客者消費額調査（13年版）	国際観光振興会	
7	JTB REPORT 2006	日本交通公社	
8	日本人と国際線の旅	毎日新聞社	
9	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

観光・訪問等旅行者消費、政府公館の職員等の個人消費及び外交団団員等の個人消費に分けて推計した。

(1) 観光・訪問等旅行者消費

資料1のサービス収支における「旅行（業務外）」の数値を計上した。

(2) 政府公館の職員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「防衛庁関係」及び「在外公館経費」から個人消費に当たる部分を資料9に基づいて按分した。

(3) 外交団団員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「その他」から外交団団員等の個人消費に当たる部分を資料9の比率を用いて按分した。

3 投入額

(1) 観光・訪問等旅行者消費

資料7の旅行種類別旅行費用並びに資料6の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、さらに産業連関表の部門へ国内生産の比率を用いて分割した。

なお、買物費については、資料8による購入比率等を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

(2) 政府公館の職員等の個人消費及び外交団団員等の個人消費

資料4の年間収入5分階級の最高位（年間1001万円以上）の消費構成及び資料5を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	工業統計調査	経済産業省 調査統計部	
2	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額

投入額により推計した調整項の投入額の合計を国内生産額とした。

3 投入額

輸出(普通貿易)の金額に間接輸出割合を乗じた額を商社経由の輸出額とし、その取引額の消費税分(5/100)を調整項とした。

- (1) 資料1で把握が可能な部門については、製造品出荷額に占める直接輸出の割合を用いて、間接輸出割合を算出した。
- (2) 製造業以外については、資料2の間接輸出割合を用いた。

1 内閣府担当部門

9110-010 宿泊・日当

9110-020 交際費

9110-030 福利厚生費

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	
2	税務統計からみた法人企業の実態	国税庁長官 官房企画課	
3	平成12年産業連関表	総務省	

2 生産額(4に係るものを除く)

「宿泊・日当」、「福利厚生費」については資料1から、「交際費」については資料2から産業分の額を求めた。政府、非営利分については資料3を利用して「宿泊・日当」、「福利厚生費」、「交際費」のそれぞれごとに、産業分と政府分、非営利分の比率を求め、産業分の額に乗じて求めた。そして、「宿泊・日当」、「福利厚生費」、「交際費」それぞれについて産業、政府、非営利分を合計して生産額を求めた。

3 産出額(4に係るものを除く)

「宿泊・日当」、「福利厚生費」については資料1から、「交際費」については資料2から得られる産業分類別の値をその業種内で試算表の値で按分し、一次推計値とした。

4 携帯電話機の取引に係る家計外消費支出(交際費)

携帯電話機の取引に係る価格差分(第3部第9章第3節「9110-020 交際費」(注意点)③参照)については、経済産業省が推計しており、前記「2 生産額」及び「3 産出額」による当府の推計額に、別途、加算した。

5 推計上の留意点

○「福利厚生費」の概念・定義について

福利厚生費は、企業が社員の福利厚生のために支出した費用を計上する項目であり、企業が実際の生産活動に要した財貨・サービスを計上する内生部門とは概念的には区別できる。

問題は個々の財貨・サービスを「福利厚生用」「本来の生産活動用」に実際に分けられるかであり、ある一つの財貨が同じ一つの列部門で両者のために使用されたり、ある列部門では「福利厚生用」のみが他の列部門では「本来の生産活動用」であったりすることが少なくないことである。この点が整理されないと、中間投入と粗付加価値部門に属する福利厚生費との間の区別が具体的には明確にならない。

平成17年表では、このような列部門ごと及び個々の財貨・サービス(行)ごとの整理(列(生産活動)×行(財貨・サ